

○引上げ分に係る地方消費税収（地方消費税交付金）の使途の明確化について

平成２６年４月から地方消費税率が引き上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収は社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和３年度予算における引上げ分の地方消費税収及び充当経費については下記のとおりです。

歳 入

科目	令和３年度予算額（千円）
地 方 消 費 税 交 付 金	663,000
社 会 保 障 財 源 化 分	280,449

歳 出

科目	社会保障施策 経費（千円）	財源内訳（千円）		
		国県支出金等	一般財源	社会保障財源化分の 地方消費税交付金
社 会 福 祉 費	738,600	405,477	333,123	225,201
児 童 福 祉 費	468,764	389,215	79,549	53,846
保 健 衛 生 費	5,821	3,504	2,317	1,402
計	1,213,185	798,196	414,989	280,449

（人件費及び事務費は経費対象外）